

役員の任期は 何年になっていますか？

(1) 役員任期の再検討

平成18年5月1日会社法改正により、公開会社でない株式会社においては、定款によつて、取締役又は監査役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができるようになります。所有と経営とが一致している株式会社の場合は、任期を伸長し改選手続きに係るコストを削減するということが考えられます。一方この場合のデメリットとしては、役員の見直しの機会が減少することです。特に、解任となつた場合に、その解任について正当な理由がない場合には、解任によって生じた損害(例えば、任期中に得られたであろう報酬総額)の損害を請求される可能性もありますので(会社法第339条第2項)、顧客にその旨の案内が必要と思われます。

(2) 名前だけの役員の整理

平成18年5月1日会社法改正により、株式会社では様々な機関構成を任意に採用することが可能になりました。旧商法下では、取締役会と監査役は必ず置くことが求められていましたが、現行法下では、取締役1名のみの会社も認められています。会社の経営にかかわっていない名目上の役員がいるのか、顧客に確認のうえ、そのような役員がいる場合には、機関設計の見直しを提案した方が良いと考えられます。

Check 5